

8 農業支援外国人適正受入サポート事業

【181（－）百万円】

対策のポイント

国家戦略特区制度で創設される「農業支援外国人受入事業」の実施のため、地域における外国人材の受入サポート体制の構築等を支援します。

<背景／課題>

- ・農業の成長産業化に必要な人材の確保等による農業の競争力強化を図るため、我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材を労働力として受け入れる新しい制度として、国家戦略特区における「農業支援外国人受入事業」が創設されるところです。このため、この制度で受け入れる外国人材の人権保護及び地域での円滑な就労を促すため、農業現場における適正な受入れをサポートする必要があります。

政策目標

「農業支援外国人受入事業」における外国人材が働きやすい労働環境の整備の推進

<主な内容>

1. 外国人材の保護

(1) 適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置

「農業支援外国人受入事業」において関係地方公共団体と国の行政機関が共同で設置する適正受入管理協議会への苦情・相談窓口の設置、外国人材からの相談に対する母国語での対応体制の整備を支援します。

(2) 受入農業経営体に対するサポート活動の実施

外国人材の円滑な就労のため、就労に対して一定の責務を負う受入農業経営体に対する相談対応、研修会の開催等のサポート活動の実施を支援します。

2. グローバル農業技術評価試験の実施

外国人材の農業に関する知識経験を評価・確認するため、農業技術評価試験の作成、国外での実施を支援します。

補助率：定額、1／2以内
事業実施主体：都道府県、市町村、民間団体等

[お問い合わせ先：経営局就農・女性課 (03-6744-2162)]

農業支援外国人適正受入サポート事業

【平成30年度予算概算要求額：181百万円】

我が国の農業現場で即戦力として活躍できる外国人材（外国人農業支援人材）を労働力として受け入れる新しい制度として、国家戦略特区において「農業支援外国人受入事業」が創設されます。

このため、国の機関も参画する適正受入管理協議会に苦情・相談窓口を設置するとともに、外国人材の就労先となる農業経営体からの相談等に対応できる体制を整備し、本制度で受け入れる外国人材の保護及び適正な受入をサポートします。

併せて、受け入れる外国人農業支援人材の農業に関する知識経験を入国前に評価・確認するため、農業技術評価試験の作成・実施を支援します。

